令和８年度鎌ケ谷市男女共同参画計画策定委員会
第１回会議録

日　　時　令和８年９月１７日（木）９：３０～１１：３０
場　　所　鎌ケ谷市役所本庁舎５階　５０１会議室
出席委員　大塚紫乃会長、上田智子副会長、南雲佳珠子委員、山形尚美委員、
　　田代資二委員、平田真裕美委員、荻原美津江委員
欠席委員　渡邉輝江委員、菅井洋子委員、眞田学委員
事 務 局　澤田男女共同参画室長、菊地主任主事、櫛引プロジェクトマネージャー（以下ＰＭ）
傍聴者数　０名

会議内容

１　開会

２　署名人の選出

名簿順により平田委員、南雲委員が選出された（昨年度の前回会議でも平田委員を選出していたが、委員欠席の都合によるもの）。

３　議題

（１）　第４次鎌ケ谷市男女共同参画計画の実施事業案（ヒアリング結果）について

（事務局）

（事前に配布した参考資料の体系図について、文言等の再検討を行いたい旨を説明。そちらの検討が済んでから、そのほかの資料１から４までについて、掲載されている実施事業や指標についての議論に進みたい旨を説明した。）

計画書の体系図について

（会長）

具体的施策７について、元々は「ＤＶ等あらゆる暴力の根絶」となっていたものを、「ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶」という文言に変更を行いたいとのことだったが、こちらは委員から意見はあるか。

（委員からは特に意見無し。ただし、会議終了後に委員の一人から「『ジェンダー』という文言の意味がすぐに分からない人もいると思われるため、脚注に解説を入れてはどうか」と提案があり、記載する方向とした。）

（会長）
ではこちらについては変更することでお願いしたい。もう一点、どこまでを困難女性支援基本計画の範囲に含めるかという点についてだが、こちらは当初の案で施策の具体的方向の７と８を範囲としていたところ、「９　生涯にわたる健康・生活支援」も範囲に含める方向で一旦調整していたものである。こちらについて、対象の事業の内容も踏まえたうえで、ご意見いただければと思う。
（委員）
（「『９　生涯にわたる健康・生活支援』のなかで特に事業６６は困難女性支援というテーマに結びつきにくいのではないか、判断に迷っている」という旨の事務局の説明を受けて）事業６５の中に「思春期健康教育等を通した」という文言が入っている。一方で６６でも思春期教育をしていくということで、同じ趣旨であるように感じる。担当課の指導室としては別立てとする方が良いという考えなのか。
（事務局）
事業６６は、現計画では健康増進課と指導室の二課で思春期教育を実施していくという形だったが、担当課へのヒアリングの際、健康増進課から「『リプロダクティブ・ヘルス／ライツ』と『プレコンセプションケア』に焦点を当て、思春期教育以外も含めて実施していきたい」といった意見があり、別立てで記載することとなった。また、指導室の後に健康増進課のヒアリングを行ったため、指導室がそのまま残る形となった。この資料は今回の会議前に各課が確認しているが、指導室が単独になっていることについて、原課から特に指摘はなかった。
（委員）
今の委員の質問は、事業６６を６５に統合できるのではという意見でよいか。
（委員）
そのとおりである。事業６５にも思春期教育が入っているため、事業６６で思春期教育を単独で取り上げることに事務局として違和感があるのであれば、統合する方向で良いと思う。こども性暴力防止法もでき、保育をするときから、性に関する権利について意識しながら取り組んでいかなければいけないのではないかと考えている。
（事務局）
事業６５と６６の統合について、指導室へ改めて相談することは可能と思われる。
（委員）
健康と学習という面で、健康増進課と指導室で見ている側面が違うから事業が分かれているのかと思ったが、特にそういった意図はないか。
（事務局）
実際に統合について相談を持ち掛けた時に、原課からそういった話が出てくる可能性はある。統合できるかどうかは、話合いの結果次第になると思う。

（会長）
指導室としては教育の視点となると思うが、広く捉えて生涯にわたる健康支援、性と生殖に関する権利や健康の話にも関係するということで、指導室にも了承いただければ、事業６５に統合することは差し支えないのかと思う。
（委員）
教育委員会だけでこの思春期教育をやっていくというのは難しさがあると思う。健康増進課や専門の人に応援してもらいながら実施し、こども達に学ばせる事業だと思うので、統合した方が合理的だと感じる。市の関係する専門的な部署との協力の下実施していくというのが重要になるのではないかと思う。
（事務局）
参考とさせていただく。
（会長）
事業６５と６６を中心に見てきたが、「９　生涯にわたる健康・生活支援」を困難女性支援基本計画に位置付けることに関して、そのほか意見はあるか。
（委員）
事業６８に「性差に配慮した健康の維持増進に関する検診」といった文言があるが、今、ＡＹＡ（アヤ）世代というのも注目されている。ＡＹＡ世代である１５歳から３９歳までの若い人たちに検診などについて知ってもらい、受診率の向上につなげるといった要素を文章に取り入れていただけると良いのではないかと思う。そうすることで、中学高校などを巻き込んで、健康だけではなく思春期の困りごとや貧困の話などにも広がりをもっていけるかと思うので、ぜひ検討していただけたらと思う。
（事務局）
思春期のうちから啓発をしていくといったニュアンスが文章中にあった方が良いという趣旨でよいか。
（委員）
私も、先ほど委員が取り上げた事業６８のところに「世代に応じた」といった表現を入れることで、具体的な事業の中で世代に応じた色々な啓発や推進ができるようになっていると良いかと思った。文章中に含めていただいて、具体的事業を進めていくときにもそれを念頭に置いた取組をしていただく方向ではいかがか。
（事務局）
原課への働きかけはできるかと思う。
（会長）
改めて、事務局が「９　生涯にわたる健康・生活支援」を、困難女性支援基本計画に含めることへの違和感について説明いただけるか。
（事務局）
資料を見直した際、思春期教育の事業だけ対象の世代がかなり限定的だなと思っ

たのが着目点だった。そこから派生して、「９　生涯にわたる健康・生活支援」の健康支援に関する各取組は位置付けを絞ったほうが、何のためにやっている事業なのか、原課にとって鮮明になりやすいのかなと感じた。もちろん困難女性支援法の周知は進めていく必要があるが、これらの事業を困難女性支援基本計画にも位置付けるとなると、なぜこれが女性支援につながるのかと、意義が見えづらくなるのではという懸念が挙がった。であれば、ＤＶや貧困等、困難な事態に直面している、あるいは直面しつつある人を対象とした事業のみを困難女性支援基本計画として位置付けた方が、周囲から見た分かりやすさにつながると思い、考え方を整理するため今回議題として挙げさせていただいた。

（会長）

新しい法律なので、おそらく担当課も「こういった事業でよいのか」と迷いを持たれることもあると思うが、これまでの議論の中で女性の方が困難な状況に陥りやすいとの意見があったことを含めると、「９　生涯にわたる健康・生活支援」の健康のこと、思春期や様々な世代のことを含めても良いかと思われる。ほかの委員はいかがか。

（委員）

担当課から「困難女性支援法にどう結び付けてよいかわからない」といった具体的な表明があったのか。

（事務局）

今回ヒアリングを行った際、福祉部門からは、例えば障がいであればその重さなど、性別関係なく対応しなければならない部分が数多くあるといった話がいくつかあった。

（委員）

そもそもの男女共同参画において、性差に基づく健康の問題や障がいの支援がどう関わるのか、といった部分について担当課から疑問が生じたのか。

（事務局）

担当課から大きな反発があったわけではなく、困難女性支援法の名称の中に「女性」という文言が入っているためその点が気になった、というような話であった。今回はあくまで、必要性を原課に認識してもらえるだろうかという疑義が事務局の方で生じたので、発議させていただいた。

（委員）

私はほかの自治体の男女共同参画の会議にも出席することがあるが、そこでは健康面の視点から立てている目標がなく、鎌ケ谷市の男女共同参画計画では健康関連の指標があると紹介させていただくこともある。鎌ケ谷市では昔から取り入れている視点のため、強みとして続けてほしいと思う。一方で困難女性支援法は新しいものなので、色々な自治体で相談窓口の開設以外に何か施策として位置付けられるものはあるのかと悩んでいるところだと思う。しかし望まない妊娠の問題などは、女

性の貧困に複合的に関係していると思う。一般の方が受け止めやすいようにできればと思う。

（事務局（ＰＭ））

個人的な意見だが、おっしゃるとおり男女共同参画のベースとなる部分だと思う。性に起因する問題が本来の在りようにどう影響しているのか、性差に焦点を当てることで、様々な施策展開にどういった好影響を与えるのか、そうではないのかといったことが見えてくると思う。基礎自治体としてはきちんと位置付けるべきところと感じる。

困難女性支援法については、売春防止法が基になっている。これまでは自立に向けた更生という方向性だったが、新法では女性の自立について本人の意思を尊重する形で最後まで支援していくという考え方が盛り込まれている。その点を大事にしていくといった意味合いでは、「９　生涯にわたる健康支援」は必要な部分かなと思う。

（委員）

自分は長く専業主婦だったが、そういった人は主体的に人間ドックや健康診断に行かないといけない。正社員などであれば毎年欠かさず受けられると思うが、やはり漏れる割合としては現役世代では女性の方が圧倒的に多いかと思う。国の方では医療費をどう削減するかといった議論もされているかと思うが、男女共同参画の計画なので、健康面のことを示すのは良いのではないかなと思う。

（会長）

方向としては、やはり９も困難女性支援基本計画に入れた方が良いのではないかという意見が多いと思うが、いかがか。

（委員）

異議なし。

（会長）

では９も困難女性支援基本計画に盛り込む方向で事務局にはお願いしたい。

そのほかの事業や指標について

（会長）

ただいまの議論では資料４の事業番号６５から７０までを取り上げたが、ほかに気になる事業や指標があればご意見をお願いしたい。

（委員）

県内にも女性支援の福祉施設のような場所があると思うが、困難女性支援法の目的の一つにＤＶや親子関係のすれ違いなどで、そもそもそういった福祉施設に入る人が減るようにといった趣旨があると思うので、その要素をどこかに入れられたら良いと思う。もちろん、そのような施設が、日中の軽作業など、入居する人にとって張り合いが出るように配慮していることは把握しているが、「深刻な問題に陥っ

てしまう人を減らしていくために」といった趣旨の部分は、計画に含めた方が良いのかと思った。

（事務局（ＰＭ））

今おっしゃったことを事業の部分に混ぜ込むのは難しいかと思うが、事業の柱となっているところにニュアンスを盛り込むことは可能かと思った。事務局としてはいかがか。

（事務局）

資料４の事業６０から６４が困難女性支援法に関連して位置付けようとしている事業になるが、その中で、相談支援体制の整備を困難女性への支援の一つとして位置付けている。取組内容としては、市で作成している相談窓口の一覧を配付するものだが、社会福祉課とも連携し、周知する機会を増やしていきたいと思っている。

（委員）

そういった意味ではリプロダクティブ・ヘルス／ライツについて、若い世代からしっかり周知していくことで、性に関する権利意識や意思決定ができるようになれば、予防につながっていくのかなと思う。

（委員）

昔と違って、身近にいる人がどういったご家庭なのかというのが非常に分かりにくくなっていると感じる。こどもに関しても、性的搾取の話など問題が複雑化しているので、どうしてこの男女共同参画計画が必要なのかといったことは庁内でも共有していただくのが大事かと思う。

（委員）

資料２の現状値を見ると、様々な場面で男女不平等と感じている市民の方はまだまだ多いと思う。計画でうたっている基本理念はとても大事なことだと思うが、例えば障がいを持つ方への支援に関しても、様々なふれあい方があると思う。女性支援の新しい法律ができて、その基本的な考え方というのはどういったものなのかお聞きしたい。

（事務局（ＰＭ））

先ほど申し上げたとおり、法の内容が更生から自立に向けてのフォローというようなものになった。それから、本当に支援が必要な方が、実際には相談につながれていないという実態があり、それにどう対処するかというところで、アウトリーチのことを盛り込んでいる。民間の支援団体などと連携し、そういった支援が必要なこどもたちや女性がいたらアウトリーチで相談につなげる。そこから本人の意思を尊重しながら手厚くフォローをしていく。まずは本当に支援を必要としている人が支援につながっていないという問題を見ていくというのが重要なところかと思う。

（委員）

障がいの種類によっては、「助けてほしい」という意思表示が難しい人もいる。うまく表現できないだけで寂しがっているこどももいる。その中でどうやって大人

が関われるかというところについては、やはり啓発活動などを推進していく必要があると思う。

（事務局（ＰＭ））

先ほどの話のとおり、まずアウトリーチで相談につながり、そこから専門家の窓口などにつながっていくような仕組みを考えていかなければいけないと思う。

（会長）

ほかに意見はあるか。

（委員）

指標に関していくつか。防災会議の女性委員割合や自治会の女性会長割合の具体的な数値はやはり出せないのか。認定農業者に占める女性の割合というのはどういう形で男女共同参画の指標になるのか。男性職員の２週間以上の育児休業取得率の目標値がなぜ現状値よりも低いのか。以上三点お聞きしたい。

（事務局）

まず男性職員の育児休業についてだが、この目標値は今年度改定された特定事業主行動計画で定められているものであり、目標値が現状値より下回っているのは、改定作業時にこの現状値がまだ出ていなかったためである。

認定農業者について、農業振興課としては、農業従事者に対する男女共同参画の意識付けは引き続き行うが、若い世代では比較的その感覚が定着しているように感じるとのことだった。農業分野では、就農者自体の数をまず増やさなければという危機感があるということで、事業としては家族経営協定を増やす取組を続けつつ、就農者の分母を増やすという観点で、指標としては認定農業者の女性割合を設定したいとのことだった。

防災会議や自治会長について、ヒアリングの際に数値設定について聞いたが、防災会議委員に就く人物は協力を依頼している企業や組織の人事によるところが大きく、数値設定が難しい。自治会にしても、市に男女共同参画の考え方が広まっているかといった視点で全ての自治会を対象としているが、市が直接関われるのは自治会連合協議会に所属している自治会のみで、そうでない自治会の動向を把握するのは難しいとして、「増加」といった表現にしている。

もちろんそういった組織にも、女性や多様な視点が意思決定過程に入ることの重要性が届くよう啓発はしていきたいと思う。

（会長）

ただいまの説明で、男性の育児休業の部分。これについては、ほかの計画でも定められていることは理解したが、やはり目標値が現状値よりも低いのは違和感があるので、可能なら再度担当の人事室へ調整を行ってほしい。

（委員）

資料３の１０、あらゆる年代・属性に応じた居場所づくりというところ。守秘義務を守りながら安心して気持ちを吐き出せる、気軽に話せる場所というのはとても

大事だと思うのでぜひ頑張っていただきたい。

（委員）

鎌ケ谷市では早い段階から商業施設などにも相談窓口のカードを設置するなど、良いと思うが、それに加えてこども用のカードを持てるようになると良いと思う。複合的に悩みはあると思うので、こども達が遊びに行くような場所に、こどもが自ら相談機関につながれるような仕組みができたら。親がネグレクトなどで、そういったカードが見つかるとかえってこどもが危険にさらされてしまうケースも想定しなくてはいけない難しさはあるが、期待したい。

（委員）

学校では、利害関係の少ない養護教諭などに児童が相談するようなこともある。

（事務局（ＰＭ））

人権擁護委員の活動でこどもの人権相談という法務省の活動をＰＲしている。また、ＳＯＳミニレターというものもある。場合によっては直接介入するといったこともある。あとはスクールカウンセラーなどもあるので、学校とは直接関係のないところにつながっていけたらと思う。あとは学校に来ないこどもをどうつなげていくのかというところが難しい部分かと思う。児相が介入することもあるが、時間がかかってしまうこともある。

（会長）

様々な意見を頂戴し、改めてこの計画が、男女共同参画という名前ではあるけれども、人権に根付いた、生きるためにということを考える計画だということを感じた。時間も迫ってきたが、最後になにかご意見のある委員はいるか。

（委員、意見無し）

（会長）

それでは事務局には今日の意見を踏まえて、事業の周知、位置付けや指標など、他課との調整を行っていただけたらと思う。困難女性支援基本計画についても、「９生涯にわたる健康・生活支援」も含めて進めていただきたい。

事務局から特になければ、今回の会議を閉会としたい。

（事務局）

本日は貴重なご意見をいただきありがとうございました。今後、庁内の会議やパブリックコメントに向けて進めていきたい。次回会議は１２月頃を予定している。引き続きご協力をお願いしたい。

○以上で会議は終了した。

会議録署名人の署名

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため次に署名する。

令和８年 10月 19日

氏名 南雲 佳珠子

氏名 平出 真裕美